

令和 6 年度 1 2 月定例委員会

○ 日時：令和 6 年 1 2 月 2 0 日(金) 1 0 : 0 0 ~ (議事)

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場 (大会議室 1)

出席：農業委員 中平紀善会長、上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 大川事務局長

事務局	皆さんおはようございます。 本日、大川事務局長が欠席です。 只今から 1 2 月定例会をはじめさせていただきます。 中平会長様、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
中平会長	皆さんおはようございます。 今朝の梶原の温度はマイナス 4 度と言う事で、テレビでも報道され、本格的な冬到来となって来ました。 今年も残り 1 0 日余りとなって来ましたが、委員の皆様にお置かれましてはご多用中の所ご出席いただき定例会が開催されますことを、厚くお礼申し上げます。 今年は暑い夏が続いた訳ですがいっきに冬が到来し、テレビの報道を聞きますと、春と秋が無くなるのではないだろうか懸念されるような所も有り危惧している所です。 日本の季節は四季があって素晴らしいと言われていますが、夏と冬だけで有りましたら農作物の生産に置きましても影響が有るのではないかと心配される所です。 本日は 2 件の議案とその他の件がございますが慎重審議賜りますようお願いをいたしまして開会とさせていただきます。それでは本日の議事録署名員につきましては、上田委員さんと谷川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の許可申請書について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 譲渡人： 譲受人：

対象地：

：
：
：
：
：
：
：
：
：
：
：
：

今回2件の申請がございます。まず初めに1ページに一覧表をつけさせて頂いております。

3ページ目が申請書ですが譲渡人は●●から譲受人●●への所有権の移転です。

該当の明細につきましては4ページに付けさせて頂いております。

全部で13筆ありまして5ページ以降につきましては計画を付けさせて頂いております。

譲渡人も譲受人も●●の方という事で、実際農業に従事される方は●●ご夫婦がされています。

この土地ですが●●から養子の玄茂幸さんに相続がされました。

玄さんにつきましては梶原に縁もないと言う事なので●●のご兄弟の息子さんである●●に所有権を移転することになっております。

また耕作をして頂く●●につきましては姪になるそうです。

まず●●番と●●番の田ですが耕作をしており中山間直接支払いの事業にも参加しております。

道路を挟んで右側の●●番、●●番ですが●●が作業をしていました。

●●番、●●番、●●番、●●番につきましても、現在何も作っていない状況ですが農地として利用は可能と思われます。

●●番、●●番、●●番、●●番、●●番はいずれも稲作を作っていますので問題は無いと思います。

現地確認につきましては中平勝也推進員さんにご同行をお願いしています。

何かご意見はございませんか。

中平委員	田んぼと畑も現在作られております。 現在耕作されている方は●●で田んぼは委託されていると思います。 相続された方も高知市の方で梶原に帰って耕作することは難しいという事で東雲家の方に譲りたいということなのでよろしいかと思います。
中平会長	事務局より説明が終わりました。 また現地確認をして頂きました中平委員さんからもご説明をいただきました。 何か質問はございませんか。 ●●と●●とはどういったご関係ですか。
事務局 中平会長	●●の●●になると思います。 将来的には●●が作られるという事ですか
事務局	今も委託して、別の方をお願いしていますし、将来も誰かに委託すると思います。
中平会長	他にご意見はございませんか。無いようでしたら第1号議案の1件目ですが、この件につきましてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第1号議案の2件目につきまして事務局からの説明を求めます。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての2件目になります。 譲渡人： 譲受人： 対象地： ： ： ： ： ： ： ： ： ： 生前贈与になりますが、全部で10筆あり、所有権を移転しても従来道理、●●と●●で農業を行ってゆくと伺っております。 ●●番、●●番、●●番ですが、現在耕作もされており中山間直接支払いの事業も行っております。 ●●番と●●番は畑として耕作しております。 ●●番につきましては一部農業倉庫として使っております。

	倉庫の横では一部畑と茶が作られています。 ●●番では果樹が作られていました。 ●●番と●●番は耕作されています。 ●●番につきましては和田城の下になりますが田として耕作されています。 現地確認につきましては高橋委員さんと確認しました。
高橋委員	特に有りませんが●●番と●●番で分かれている田が有りますが、この時●●番だけ確認するようになっていました。 しかし、一枚の田んぼですので一緒にやったらどうかと相談したところです。
中平会長	他にご意見はございませんか。 無いようですので第1号議案の2件目につきまして採決を取りたいと思います。 この件につきましてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。有難うございました。 続きまして第2号議案 非農地証明願いを議案とし、事務局より説明を求めます。
事務局	第2号議案ですが、案件として●●、●●のご家族、の案件となりますので、農業委員会の法律として、本人および親族の案件については議決権が有る委員さんは退席をして頂くといった法律がございます。 ●●につきましては一度退席して頂きますようお願いいたします。 第2号議案につきましてご説明いたします。 ●●より非農地証明願いが提出されています。 対象地： ： 平成7年国道改良工事で拡張するため、耕作地を埋め立てた。 工事に合わせ、畑であったところを旧国道整地でブロックをついてもらったので、その畑を整地し、平成8年家を建てました。 ●●番につきましては家が建っており、侵入経路となっている●●番につきましては砂利が敷き詰められ、農地として復旧は難しく思われます。 今回の非農地の判断基準としましては、該当がエと思われ、人口構造物が20年以上となっており非農地として判断させて頂きました。 現地確認につきましては谷川委員さんと川上委員さんをお願いしました。なにかご意見はございませんか。
中平会長	関連もございましたので2件目もご説明願います。
事務局	●●からの申請となっています。 ●●は●●のご家族です。

	対象地： 数十年耕作もしておらず荒地になっている。 この先も耕作の予定はなし。 今回の非農地の判断基準としましては、該当がウと思われます。現地確認につきましては谷川委員さんと川上委員さをお願いしました。なにかご意見はございませんか。
中平会長	無いようですので裁決させていただきます。 1件目と2件目につきまして一括して裁決にさせていただきます。 ご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。有難うございました。 続きまして非農地証明願いの3件目につきまして事務局より説明を求めます。
事務局	第2号議案、2件目非農地証明願 申請者： 対象地： 当該地が非農地となった時期及び事由としましては、約30年前頃、前の道路拡張工事が有りそれに伴い、●●番の畑東部分一部私道に沿って拡張し現在に至るまで耕作は行われていないとの事です。 非農地となったら他の人に販売して家を建てる予定だそうです。 今回の非農地の判断基準としましては、該当がウと思われます。 現地確認につきましては谷川委員さんと川上委員さをお願いしました。なにかご意見はございませんか。
中平会長	後は譲り受けする人は決まっていますか。
事務局	●●が家を建てる予定です。
中平会長	他にないかありませんか。 無いようですので非農地証明につきましてご承認いただける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 有難うございました。他にございませんか
事務局	次回の開催日ですが1月の24日金曜日でどうでしょうか。 それでは次回は1月24日午前10時からお願いします。 これで本日の農業委員会を終了させていただきます。 長時間にわたり有難うございました。 これから段々と寒くなりますがお体に気を付け年末を迎えて頂きたいと思いま

	す。また何か御座いましたら事務局へご相談いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。本日はお疲れさまでした。
	議事録署名 江田 和弘 谷川 恵美